

知的障害者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書

政府は、「障害者自立支援法は廃止し、新しく障害者福祉法を確立する。」と言明してきた。そして、政府の「障がい者制度改革推進会議」や「総合福祉部会」でも新しい総合福祉法に向けて論議が進められている中で、一方では自立支援法にもとづく新体系移行促進をはかり、知的障害者の入所施設はその存続が危惧され、不安をひろげている。

知的障害者は障害の軽重を問わず、生涯、支援と見守りがなければ生きていけない。親亡き後は兄弟姉妹との同居は困難で、帰る家もなく、入所施設が第2の家庭となってきた。

自立支援法の新体系では、施設での事業は日中活動と夜間の生活介護の事業に分けられ、今までのように昼夜24時間一貫して支援する事業ができない仕組みになっており、しかも夜間の報酬単価が昼間の3分の1になり、夜間事業からの撤退を余儀なくされるような仕組みとなっており、入所施設の経営を危うくし、ひいては利用者が入所できなくなる危険さえある。

また、障害程度区分は、介護保険をモデルに作成され、知的障害者には不適切と前政府時代から見直しが約束されているにも関わらず、反故にされ、程度区分3以下の障害者は施設での支援・サービスが制限されることになっている。

さらに、報酬の日額制は利用者が異なる日中活動の場を利用できるから、利点があると言っているが、1人では判断も移動もままならない知的障害者が他の事業所等をその日に選ぶなど机上の空論である。日額制は施設への報酬収入が一定せず、日々の事務は煩雑化して支出経費は増え、施設経営を危うくし、その跳ね返りは知的障害者が受けることになる。

よって、国においては、知的障害者が安心して暮らせる入所施設存続のため下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 知的障害者が安心・安全に暮らせる24時間の昼夜一貫型支援の入所施設を存続すること。
2. 障害者を障害程度区分で機械的に振り分け、福祉サービスを制限する障害程度区分は即時撤廃し、本人に必要な支援・サービスが受けられる支援制度を早急に実施すること。
3. 障害者自立支援法廃止宣言と矛盾する新体系移行は施設の選択に任せること。
4. 福祉サービスにかかる報酬の日額制を月額制に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

宮崎県西都市議会

《 提出先 》

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 西岡武夫 殿
内閣総理大臣 菅直人 殿
総務大臣 片山善博 殿
財務大臣 野田佳彦 殿
厚生労働大臣 細川律夫 殿